

「第2回青森県原子力政策懇話会」議事概要

日 時：平成15年11月17日（月）13：00～16：00

場 所：ホテル青森 3階 「孔雀西の間」

〔出席委員〕 林委員（座長）、田中(知)委員（座長代理）、久保寺委員（座長代理）、
植村委員、鎌田委員、北村委員、小林委員、佐々木委員、笹田委員、菅原委員、
田中(榮)委員、田中(久)委員、種市委員（代理：神青森県農業協同組合中央会副会
長）、月永委員、築田委員、山本委員

〔欠席委員〕 遠藤委員、小川委員、田村委員、宮田委員

〔他の主な出席者〕

内閣府原子力委員会：後藤企画官

経済産業省資源エネルギー庁：松川核燃料サイクル産業課青森原子力政策企画官

経済産業省原子力安全・保安院：坪井核燃料サイクル規制課長

電気事業連合会：田沼原子燃料サイクル事業推進本部部長

日本原燃株式会社：松本代表取締役副社長

電源開発株式会社：宮下常務取締役

東京電力株式会社：伏見常務取締役

東北電力株式会社：斎藤常務取締役火力原子力本部長

青森県：三村知事、蝦名副知事、長谷川出納長、前田環境生活部長、天童商工労働部長

1 開 会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）

2 知事あいさつ

3 議 事

（1）第1回青森県原子力政策懇話会の議題に対する質問等について

（2）東通原子力発電所に係る安全協定について

（3）日本原燃株式会社再処理工場使用済燃料受入れ貯蔵施設に係るプール水漏えいと品質保証体制について

（1）第1回青森県原子力政策懇話会の議題に対する質問等について

【主な質疑応答】

Q：高レベル放射性廃棄物の処分に関して国の政策は今後も変わらないものか。

A（資源エネルギー庁）：高レベル放射性廃棄物を処分する実施主体が2000年に設立されており、後世代にできるだけ負担を残さないように進めていく。

Q：通水作動試験、化学試験のトラブルのうち、人的ミス、設計ミス、施工ミスがいくらあるのか。また、それらはどのように改善されてきたのか。

A（日本原燃）：持ち帰り、調べて報告する。

Q：東海村の再処理工場の稼働実績はいくらか。

A（原子力安全・保安院）：1977年9月から運転を開始し、2002年3月末までで約1,000トンの使用済燃料を処理した。

Q：電源開発株式会社における原子力発電所の運転の研修と電力会社との協力体制はどのようなになっているのか

A（電源開発）：各電力会社に依頼し、原子力発電所の建設・運転について社員に勉強させて準備をしている。

Q：2010年までに高レベル放射性廃棄物最終処分地の候補地が決定されない場合はどうするのか。

A（資源エネルギー庁）：高レベル放射性廃棄物の処分においては、現在、「原子力発電環境整備機構」が処分候補地の選定作業に入っているが、2010年までに処分候補地が選定されない場合は、国及び「原子力発電環境整備機構」で更に検討し、対応していく。

Q：ITER誘致が決定すると地元負担が出てくるが、県の財政改革プランとの関わりはどのようなのか。

A（県）：財政改革プランとの整合性を検討する一方、財政負担について国等と協議しながら、手続きをきちんと踏まえた上で進めていく。

【主な意見】

- 青森県の県民生活の状況に関するアンケートにおいて、原子力関連施設に不安を感じる県民が8割以上あるということを重く受け止めるべきである。
- プルサーマル計画の推進については、MOX燃料の使用、処理・処分の具体的な道筋を明らかにするとともに住民に対し安全・安心を提供するための説明が重要である。
- 「事故が現実には起こるとは考えられないような事態とはどういうことを想定しているのか」、「学校教育の場でどのように子供たちに教育しているのか」、「広報活動を通じてどの程度県民が理解しているのか」について回答をお願いする。

（2）東通原子力発電所に係る安全協定について

【主な質疑応答】

Q：国民保護法制と原子力災害対策特別措置法との関係はどのようなのか。

A（原子力安全・保安院）：現在検討中であり、今後整理していく。

Q：安全協定のなかに安全の基準や連絡体制について具体的に書き込んだ方がよいと思うがどうか。また、立入検査の体制をきちんと整えておくべきではないか。

A（県）：安全協定書にはない具体的な事項については要綱等で定めていきたい。また立入調査の体制は必要に応じ強化していきたい。

Q：安全協定の当事者は、東通村だけなのか。隣接、隣々接の市町村まで加えるのかどうか。また、サイクル施設の安全協定はいつ頃改定するのか。

A（県）：安全協定の当事者については東通村と隣接する市町村までである。原子燃料サイクル施設の安全協定の改定時期はウラン試験開始前を予定している。

【主な意見】

- 情報を共有するだけでなく、双方向性に理解を深めることが重要である。
- 広報や情報提供のあり方について、住民が理解できる言葉で分かりやすくやってほしい。
- 安全協定は安全と同レベルで安心感を醸成するものでなければならない。
- 事故を起こさないという検討だけではなく、事故後の早急な対処・対応も考慮すべきである。
- 「安心」を起点に「安全」が決まるという考え方で物事を整理することが、住民との相互のコミュニケーションを高めることにつながる。
- 県の原子力担当部門の体制強化及び原子力防災についての議論の場を提供してほしい。
- 安全協定の内容を一般の人向けに分かりやすく理解できるようなチラシ等を提供するなど、皆に安心してもらうためのアプローチが必要である。
- 他の発電所でのトラブル事例を参考に東通原子力発電所での措置や運転技術者の技術水準について県民に説明することが、安心のための一つの方法である。
- 行政内部の横のコミュニケーションを作るために安心基準を作ることが望ましい。

（3）日本原燃株式会社再処理工場使用済燃料受入れ貯蔵施設に係るプール水漏えいと品質保証体制について

【説明】

- 日本原燃株式会社再処理工場使用済燃料受入れ貯蔵施設に係るプール水漏えいと品質保証体制について、「資料2」に基づき日本原燃株式会社から説明。
- 日本原燃株式会社再処理施設品質保証体制点検計画書に対する評価意見を踏まえ同計画書を修正し提出するよう、日本原燃株式会社に対し求めたことについて、原子力安全・保安院から説明。

【主な質疑応答】

Q：施工会社における当時の現地工事の統括者が残した資料に、埋込金物の位置ずれの情報があった、ということであるが、なぜその時点でしかるべき対処をしなかったのか。

A（日本原燃）：埋込金物の位置ずれの問題については、漏水問題発生後、元請会社、施工会社の現場責任者等からの事情聴取により判明したものである。施工会社、元請会社、当社との間の管理ルールに手落ちがあった。

Q：再処理工場を安全に運転していくための技術的能力について、どのようにチェックし確認していくのか。

A（日本原燃）：国内外の実習訓練の他、海外からの技術指導員による指導、また今後、技術認定制度の導入を図るなど、技術レベルの向上に努めていく。

A（原子力安全・保安院）：今年の10月から保安規定の中に新たに品質保証体制の内容を盛り込んだことにより十分な対応をとっていく。

【主な意見】

- 漏えいや溶接不良の原因は、科学的に予知し対応していくための現品点検を軽んじた品質管理体制にあるのではないか。
- ミスをなくすためには、図面を見て、どういうミスが起こりそうか、図面自体の設計上の正当性はどうかを全体的に読み取れる人が必要である。
- プール水漏えい問題について、日本原燃株式会社は県民に対するきちんとした説明責任があり、十分説明をして、県民の意見も聞くという対応が必要である。
- 情報の提供にあたっては、分かりやすい説明とその情報に対し、住民が意見を述べることができるようなシステムの構築など、情報の共有、コミュニケーションが大切である。
- 社員の養成、訓練に当たっては、技術力に加え、技術者の倫理も含めて教育してほしい。

4 閉 会